

ポーランド国内における制限（追加措置）について（３月２４日）

<ポイント>

○ポーランド国内において、外出等に制限が課せられます。

３月２４日（火）に行われたモラヴィエツキ首相及びシュモフスキ保健大臣による記者会見において、以下のとおり新型コロナウイルス感染拡大防止に関する追加措置について発表がありました。これらの措置は４月１１日まで実施予定です。罰則規定（詳細確認中）がありますのでご注意ください。

１ 外出の制限

（１）通勤及び業務活動に必要な外出，（２）コロナウィルス対策のボランティア活動，（３）その他日常生活に必要不可欠な外出を除き，外出が制限されます。（３）には，食料品及び医薬品等の必要不可欠な買い物，医療機関の受診，近親者の世話，ペットの散歩等が含まれます。

２ ３人以上の集会の禁止

家族及び共同生活者を除き，３人以上の集会被禁されます。なお，路上や公園などの公共の場においても適用される可能性があるのでご注意ください。また，ミサや冠婚葬祭には，最大５人まで参加可能とされています。

３ 公共交通機関の利用人数制限

公共交通機関の利用者が定員の半数までに制限されます（例えば，定員７０人の場合は最大３５人まで乗車可能）。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：＋４８ ２２ ６９６ ５００５

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（＋48 22 696 5000）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うことになります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html